

# 東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱

(令和2年3月11日板橋区長決定)

一部改正 令和3年3月19日

## (目的)

第1条 この要綱は、がけ又はよう壁の安全対策のために工事を行うことを計画している所有者等に対し、専門家を派遣することにより、板橋区内における安全なよう壁の設置の促進及び敷地の耐震化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

### (1) がけ

地表面が水平面に対し角度をなす傾斜地をいう。

### (2) よう壁

がけの崩壊を防止するための工作物をいう。

### (3) よう壁等

台風、集中豪雨、地震等の自然災害による崩壊の危険性のあるがけ又はよう壁で次のいずれかの要件を満たすものをいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業者が、当該事業のため所有するものを除く。

ア 高さ2mを超える既存のがけ。(傾斜角が30度を超えるものに限る。)

イ 高さ2mを超える既存のよう壁

ウ ア又はイにかかわらず、区長が特に認めた既存のがけ又はよう壁

### (4) 所有者等

よう壁等の所有者又は管理者をいう。

### (5) 専門家

よう壁等の所有者等からの相談を受けるために必要なよう壁等の改修に関する知見及び実務経験並びに第6条第1項に掲げる資格を有する者（国又は地方公共団体の職員を除く。）（以下民間事業者という。）をいう。

(派遣の対象者)

第3条 専門家の派遣の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 板橋区内に存するよう壁等について、新築工事、築造替え工事又は補修のための工事  
(以下「安全対策工事」という。)を検討している所有者等
- (2) 法人でない者
- (3) 区市町村民税及び軽自動車税を滞納していない者

(派遣の申請)

第4条 専門家の派遣の申込みをしようとする者(以下「申請者」という。)は、がけ・よう壁改修専門家派遣申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 最新の所有者が記載されている当該土地の登記簿謄本
- (3) よう壁等を共有している場合は代表者であることを証明する書類
- (4) よう壁等を管理している場合は所有者の委任状
- (5) 所有者の区市町村民税及び軽自動車税の納税を証明する書類
- (6) その他区長が必要と認める書類

(派遣業務の委託)

第5条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、民間事業者専門家の派遣業務を委託する。

(専門家の資格等)

第6条 前条の委託を受けた民間事業者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者を派遣する専門家に選任しなければならない。

- (1) 技術士
- (2) 一級建築士
- (3) 一級土木施工管理技士

2 民間事業者は、前項の規定により専門家を選任したときは、がけ・よう壁改修専門家選任

届（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。

（決定通知書等）

第7条 区長は、前条第2項の提出があったときは、専門家を派遣することを決定し、がけ・よう壁改修専門家派遣決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、第5条による審査の結果、専門家の派遣を適当と認めないときは、がけ・よう壁改修専門家派遣不承認通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

（専門家の業務）

第8条 区長は、専門家に対し、前条第1項の通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

（1）安全対策工事に係る現地調査及び派遣決定者へのヒアリング

（2）次に掲げる事項を記載した安全対策工事提案書の作成

ア 安全対策工事の施工に当たっての課題等

イ 安全対策工事計画案

ウ 概算工事費の積算

エ その他区長が必要と認める事項

（3）その他区長が必要と認める業務

2 前項の規定による業務を行わせるための派遣は、同一敷地について当該年度1回を限度とする。

3 専門家は第1項各号の業務が終了したときは、速やかにがけ・よう壁改修専門家派遣完了報告書（別記第5号様式）により区長に報告しなければならない。

（遵守事項）

第9条 区長は、専門家に業務を行わせるに当たっては、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

（1）安全対策工事に関する知識をもとに、業務に当たること。

（2）業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

（3）派遣決定者に対し、自己の利益を目的とする発言、勧誘、業務受託、あっせん等を行ってはならないこと。

(4) 私有地の立ち入り等に当たり、所有者等と紛争が起こらないように十分、留意すること。

(派遣取止め願い)

第10条 派遣決定者が当該派遣を取り止める場合は、がけ・よう壁改修専門家派遣取止め願(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第11条 区長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による提出があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき。
- (3) 派遣の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により専門家派遣決定を取り消したときは、がけ・よう壁改修専門家派遣決定取消通知書(別記第7号様式)により、派遣決定者に通知する。

(派遣業務委託の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専門家の派遣業務委託を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の規定により、派遣決定の取消しをしたとき。
- (2) 専門家が法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により専門家の派遣業務委託を取り消したときは、がけ・よう壁改修専門家派遣業務委託取消通知書(別記第8号様式)により、民間事業者に通知する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

## がけ・よう壁改修専門家派遣申請書

私が所有・管理しているがけ又はよう壁の安全対策工事を検討するため、東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第4条に基づき、下記のとおり関係書類を添えてがけ・よう壁改修専門家派遣を申請します。なお、当該がけ又はよう壁は、宅地建物取引事業者が不動産の譲渡を目的として所有するがけ又はよう壁ではありません。

## 記

1 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
2 既存がけ又はよう壁の規模・構造	既存よう壁 ・構造 _____ ・規模 高さ _____ m 総長 _____ m ・築造年 _____
	既存がけ 高さ _____ m 総長 _____ m 角度 _____ 度
3 既存がけ又はよう壁の所有形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 共同所有 <input type="checkbox"/> 区分所有    ※該当欄に☑
4 軽自動車税の納税状況	<input type="checkbox"/> 納付済み <input type="checkbox"/> 非所有    ※該当欄に☑

(添付書類) ※該当欄に☑

- 案内図
- 土地の登記簿謄本（最新の土地所有者が記載されているもの）
- がけ又はよう壁を複数の者が共有する場合は、共有者全員の同意により代表者として選任された者であることを証する書類
- がけ又はよう壁が建物の区分所有等に関する法律第1条の適用を受ける建築物が存する敷地にある場合は、管理組合の代表者であることを確認できる書類の写し
- がけ又はよう壁の管理者の場合は、当該がけ又はよう壁の所有者の委任状
- 所有者の区市町村民税及び軽自動車税の納税を証明する書類

注意) 本申請書にご記入いただいた個人情報は、専門家派遣の実施の範囲内（派遣する専門家への情報提供等）で利用いたします。

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所 \_\_\_\_\_

受託者 氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

## がけ・よう壁改修専門家選任届

年 月 日付で、業務委託されたがけ・よう壁改修専門家派遣業務について、東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第6条に基づき、下記のとおり専門家を選任しましたので提出します。

### 記

<p>1 敷地の位置 (派遣場所)</p>	<p>地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区</p>		
<p>2 選任した専門家</p>	<p>氏名</p>		
	<p>連絡先</p>		
	<p>資格</p>	<p><input type="checkbox"/> 技術士 <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 一級土木施工管理技士</p>	<p>※該当欄に <input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>3 遵守事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策工事に関する知識をもとに、業務に当たります。</li> <li>・業務の遂行上知り得た秘密は洩らしません。</li> <li>・所有者等に対し、自己の利益を目的とする発言、勧誘、業務委託、あっせん等を行いません。</li> <li>・私有地の立ち入り等に当たり、所有者等と紛争が起こらないように十分、留意します。</li> </ul>	<p>※ 受 付 欄</p>	

● ※印欄は記入しないで下さい。

● 専門家について、資格を有することを証明する書類の写しを添付して下さい。

板 第 号  
年 月 日

様

## がけ・よう壁改修専門家派遣決定通知書

年 月 日付けで派遣申請のあった件について、東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第7条第1項に基づき、下記のとおりがけ・よう壁改修専門家の派遣を決定しましたので通知します。

板橋区長

記

1 派遣決定番号	第 号
2 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
3 選任した専門家	氏 名：
	資 格：
	所属会社：
	住 所：
4 その他 (派遣条件等)	

板 第 号  
年 月 日

様

## がけ・よう壁改修専門家派遣不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった専門家派遣申請については東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第7条第2項に基づき、下記の理由により不承認としたので通知します。

板橋区長

記

1 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
2 理由	

年 月 日

（宛先）板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

受託者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

### がけ・よう壁改修専門家派遣完了報告書

年 月 日付け板 第 号による派遣業務委託について、東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第8条第3項に基づき、専門家派遣業務が完了しましたので報告します。

#### 記

1 派遣決定番号	第 号		
2 敷地の位置 (派遣場所)	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区		
3 選任した専門家 ※該当欄に <input checked="" type="checkbox"/>	氏 名		
	資 格	<input type="checkbox"/> 技術士 <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 一級土木施工管理技士	
4 申請者	氏 名		
	住 所		
5 所有者等の意向	<input type="checkbox"/> 築造替え工事 <input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 補修工事    ※該当欄に <input checked="" type="checkbox"/>		
6 その他		※ 受 付 欄	

●※印欄は記入しないで下さい。

●安全対策工事提案書、その他区長が必要と認める書類を各2部ずつ添付して下さい。

年 月 日

（宛先）板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

### がけ・よう壁改修専門家派遣取止め願

年 月 日付け板 第 号をもってがけ・よう壁改修専門家派遣決定を受けた派遣について、東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第10条に基づき下記のとおり提出します。

#### 記

1 派遣決定番号	第 号
2 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
3 理 由	
4 そ の 他	※ 受 付 欄

※印欄は記入しないで下さい。

板 第 号  
年 月 日

様

がけ・よう壁改修専門家派遣決定取消通知書

年 月 日付け板 第 号による派遣決定については、下記の理由により取り消したので、東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第11条第2項に基づき通知します。

板橋区長

記

敷地の位置	住居表示：東京都板橋区 地名地番：東京都板橋区
< 取消理由 >	

板 第 号  
年 月 日

様

がけ・よう壁改修専門家派遣業務委託取消通知書

年 月 日付け板 第 号による派遣業務委託については、下記の理由により取り消したので、東京都板橋区がけ・よう壁改修専門家派遣要綱第12条第2項に基づき通知します。

板橋区長

記

敷地の位置	住居表示：東京都板橋区 地名地番：東京都板橋区
< 取消理由 >	